

## ■日常生活装具の給付・貸与

対象者	在宅の日常生活を営むことが困難な身体障害者（児）、または難病等にかかっており一定の条件を満たす者。（介護保険制度が優先されるものがあり、障害の種類・等級等に一定の条件があります。）
種類	ストマ用具、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊寝台等

## ■福祉手当の支給

特別児童扶養手当	対象者	心身に著しく障害のある20歳未満の児童を家庭で養育している者。（障害の種類・等級等に一定の条件があります。）
	支給額	1級／月額52,200円 2級／月額34,770円
	支給制限	受給者とその扶養義務者について一定以上の所得があった場合は支給されません。なお、児童が福祉施設等に入所している場合や児童が障害による公的年金を受けているときは支給されません。
特別障害者手当	対象者	在宅で心身に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする程度の状態にある20歳以上の者。（障害の種類・等級等に一定の条件があります。）
	支給額	月額27,200円
	支給制限	受給者、扶養義務者の所得が限度額以上の場合は支給されません。施設に入所しているとき、または医療機関に3か月を超えて入院しているときは支給されません。
障害児福祉手当	対象者	在宅で心身に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする程度の状態にある20歳未満の者。（障害の種類・等級等に一定の条件があります。）
	支給額	月額14,790円
	支給制限	受給者、扶養義務者の所得が限度額以上の場合は支給されません。障害による公的年金を受けているとき、または施設に入所しているときは支給されません。

## ■有料道路通行料金免除

条件	身体障害者本人が運転するか、重度の身体障害者・知的障害者が乗車し介護者が運転する車1台（自家用車に限ります。）のみ、有料道路を利用する際に通行料金が半額免除となります。
----	--

## ■NHK受信料の減免

条件	身体障害者・知的障害者・精神障害者が属する世帯で、その世帯全員分が町民非課税である場合は全額免除。視覚障害者・聴覚障害者が世帯主の場合や身体障害者・知的障害者・精神障害者のうち、重度の障害者が世帯主の場合は半額免除となります。
----	---

お問い合わせ先

福祉課 福祉係 ☎47-4682